

午前十時開會、開議

○議長（末次性男君）　ただいまから昭和四十七年第一回福生市議会臨時会を開会いたします！

ふより本日の会議を開きます。

○議長一末次性男君一
ニハヨリ日程に入ります。

日程十一 今議録署名議員の指名を行ふこと

会議録署名議員の指名は、会議規則第一百三十二条の規定により

議長におつて

十八番中雪元一君

十九番大野行夫君

二十番 宮沢良一君

以上三名を指名いたします。

○議長へ来次性男力君へ　この際報告事項があり、すので、事務局長へ
として諸般の報告をいたさせます。

(島田議令事務局長報告)

- 一、昭和四十七年第一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
 - 二、議案の送付について(別添参照)
 - 三、市議会議事説明員の委任について(別添参照)
 - 四、議案説明員の出席要求について(別添参照)
 - 五、十一月分例月出納検査実施結果報告(別添参照)
 - 六、十二月分例月出納検査実施結果報告(別添参照)
- 議長(末次性男君) 以上で報告を終ります。

○議長(末次性男君) 日程第二会期の決定と議題といたします。
今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討
されておりますので委員長から報告願います。

(議会運営委員長 石川繁治君登壇)

○議会運営委員長(石川繁治君) 指名がありますしたので議長
から諮問のあります昭和四十七年第一回臨時会の会期設定、日程
等について委員会の協議の結果について報告いたします。

福生市議会

委員会は去る一月十七日午前十時全委員の出席を得て開催
し、議案件数とその内容等諸般の事情を考慮し、協議し
た結果、会期については本日一曰限りと全委員の意見の一致
をみた次第であります。

理由といたしましては提案案件七件のほとんどが国家公務
員の給与改正にもなる市取組の給与改正をしようとする一連
のものであります。一部に事業費関係の補正も計上され
るようですが、主なものは給与改正であるとの考え方が同
明なる議員各位には詳細なる説明を聞くことにより納得
賜われようとの判断の上に出て今次臨時会の会期を一曰限り
とした次第でございます。

さらに日程の順序については議会の慣例もあり、お手もと
にご配付のようになっていますのでご承知おき願う次第でござい
ます。

本日招集の昭和四十七年初頭の臨時会が議員各位の理解
あるご協力により円滑にはこばれますようお願い申しあげら

次でシヤソます。

な、お理事者ならびに議長より金員協議会の申し出があり
ましたので本会議終了後お願いすることとしたのでお
含みあきをお願いいたします。

以上誠に簡単でシヤソますが報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の報告は終了しました。

おはかりいたします。 今期につきましてはただいま委員長か
ら報告されたとおり一月二十五日一日間と決定したいと思いま
すが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。 よって今期は一
日間と決定いたします。

○議長（末次性男君） 日程才三議案才一号福生市の一般職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例と議題といたします。
議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読）省略

○議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 企画調査室長

大野忠一君

（企画調査室長大野忠一君登壇）

○企画調査室長（大野忠一君） 議案才一号福生市の一般職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申しあげま
す。

国家公務員につきましては昨年八月に人事院における給与勸
告がなされ、また東京都におきましては十月二十日に人事院の勸告
がすでになされております。 この勸告にもとずきまして国におき
ましては十二月末に法律改正がなされております。 これらに準じて
して改正いたしました本案を提案申しあげた次でシヤソます。
改正条例文の内容について説明を申しあげますと、才九条
の三項でシヤソますが、才九条は扶養手当の項でシヤソして、
扶養手当の中に配偶者と子供に分けておりまして、配偶者

の場合は現在二千円を支給してあるわけですが、これを五百円増額いたしまして二千五百円に改めようとするものですが、別表の一、二にシテますが、一の表は主として内部事務系の職員についてこの表を適用してあります。二の表は主として現業関係の職員の給与についてこの表を適用してあるものでシテますが、別表一の一等級から四等級まであるわけですが、一等級が九、九%の増、二等級が一〇、六%、三等級が一、一、三%、四等級が一、九%、平均にいたしまして一〇、九一%になっております。この表の上の金額は平均八千三百七十八円となります。これを改正する各表に於ては、職員の実際の引き上げ額は平均七千三百二十七円となります。別表二につきましては一等級から三等級まで分けてあるわけですが、一等級が一、二%、二等級が一、三%、三等級が一、四、四%、平均にいたしまして一、七%の引き上げ額となります。この表の上の金額が平均七千三百三十七円、奥債引き上げ額は七千四百二十一円ということになります。

適用者は一表では百八十六名、二表が五十七名あります。それから参考までに申しあげますと国では一、七四%の引き上げで八千五百七十八円の引き上げ額となっております。東京都は一、四%の九千九百九十二円の引き上げになっております。

この施行期にシテますが、一号は昨年の勧告とあり四十八年五月から実施したいというものでシテます。二号は昨年五月適用日以降に就取したもので、それから等級その他が変わったもの等の取り扱いの規則にシテまして、現在の給与規則によりましてふりかえらるという内容のものでシテます。三号は五月以降の給与につきましては内払いとみなしまして、この条則が決定された後において精算するということになるわけですが、なおこれに要する予算については今回の補正でお願いいたしております。

大変雑ばくな説明でシテますが、慎重に審議を賜りまして原案とありご決定くださるようお願い申しあげまして

説明を終らせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。
ふより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第一号は委員会付託および討論を省略し原案とあり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第一号は原案とあり可決いたします。

○議長（末次性男君） 日程第四議案第二号昭和四十六年度福生市一般会計補正予算第四号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

○議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査室主幹

生子国利君

（企画調査室主幹生子国利君登壇）

○企画調査室主幹（生子国利君） 昭和四十六年度福生市一般会計補正予算第四号について説明を申しあげます。

予算書の内容の説明に入る前に、大入支出の補正概要について申しあげます。四十六年度の行政期間も数日間迫り、余りの期間を最大限に活用するとともに限られた財源を効率的に運用し、もって行政の向上と充実に資するため、各行政部門ごとに今後の行政執行の見通しを行ない、執行計画のもとに全般的な財政の調整をはかるために補正を行なおうとするものでございます。

まず大入にあきましますのは、確定いたしました大入はもちろんのこと、その他の収入につきましても、確実なる見込みを行ない、最大限に予算化すると同時にやむを得ない理由によつて大入減額となるものはこれを減額補正をいたし、大入全般的な調整のための補正が今回の大入補正の骨子となっております。

又支出におきましては人事院勧告にもない当市におきまして
も先ほど決定をいたさすした給与改訂の実施をすることとな
り、その財源が約三千六百三十三万円の追加をいじめに公共用地先行
取得に必要な基金として交付されます。土地開発基金への積立
金の追加補正約三千万円、又新年支より開設を予定してありま
す特殊学級ならぬに児童保育所の建設と備品費を含め約
六百九十万円の追加補正となり、と玄場事業の廃止にもなる
繰出金および留保財源の千四百万円、都市計画の繰出金一千
万円、その他さらに道路行政の推進をはかるために道路改良費に
特に予算の補充を行なうております。

以上が今回の補正の骨格となっております。

次に予算書について説明を申しあげます。

まず予算書の二ページをお開きいただきたいと思ひます。

オ一条に明記されておりますように補正額は支入支出それぞれ一億千
四百七十二万四千円を追加し予算総額を支入支出それぞれ十八億六
百五十七万四千円と定めようとするものでございます。

オ二条につきましては、学校増築費の増額にもなる地方債の
補正条文中に記しております。

次に二ページをお開きいただきたいと思ひます。

まずオ入面における款項目ごとには順次説明を申しあげたい
と存じます。

市税についてましては四千九百五十三万九千円の収入増加を見込
み合計六億四千九百九十八万四千円となりまして、収入予算総額
の三五・五%の構成比になつております。増収の主なものは
市民税が千九百八十九万九千円の調定増によるもので、内訳けと
いたしまして個人分が千四百八万四千円、法人分が九百四十三万五千
円となっております。次に二項の固定資産税の追加補正につ
きましては九百七十八万六千円の調定増でござりますして、増収の理
由をいたしましては新築家屋の増加による家屋税と遊技場、
これはボートリングセンターの開設等によりましてその消却資産の
増収が見込めます。四の市たばこ消費税につ
きましては六百四十万六千円の追加補正でありまして、年当初

予想いたしました売り上げ数量が予想以上に伸びたために増収が見込まれましたので追加補正といたしました次第でございます。

地方譲与税につきましては新しい税目でございますが、この新しく科目を設けました理由としては、国の道路整備五年計画にそとづく道路対策の一環としての財源確保のため、本年より自動車重量税が増設され収入額の四分の一相当額を市町村の道路整備財源として市町村に配分されることとなり、オ入科目は地方譲与税として受け入れることとなったため新設されたものであります。収入としましては本年は二百五十万円の配分予定となっております。本年は重量税の施行が四十六年十二月一日となっております関係から十二月より三月までの四ヵ月分が収入として配分されるわけで、平年並におきましては本年の配分額の三倍、約七百五十万円程が見込まれると思われいたします。又これは自動車取得税と同様に道路行政にあてる予定となっております。

次に自動車取得税交付金におきましては二百万円の減額補正

となっておりますが、この理由としてはアメリカのドル防犯政策に起因して輸出の減少ならぬに国内経済情勢に影響をおよぼし自動車の売り上げが減退した結果取得税の収入が落ち込み、したがって予定いたしました交付金が減額となった次第でございます。

次に国有提供施設等所在市町村助成交付金等においては百十八万一千円の減額補正でありまして、本年の交付金の合計は九千

八十一万九千円となります。この減額の理由は、当初予算編成時にあきまして本年の配分率を勘案して収入を査定いたしました。が、国から都道府県への配分額および各基地施設等の評価等の関係から見込みに差異が生じたために今回の交付決定の結果、助成金におきまして百九十四万一千円の減、その反面経生交付金におきましては七十九万円の増加となり増減の結果減額補正となった次第でございます。

次に地方交付税について申しあげますと三千八百万円の追加補正でありまして合計二億四千八百万円となり、この増額内容とした

しましては普通交付税におきまして単位費用の引き上げと人事院勧告による給与改訂にもなる再算定の結果収入増となった次でシテリます。

次に分担金負担金について申しあげますと三百三十三万三千円の追加補正であり、合計が三千三百八十四万九千円となるわけではシテリますが、内訳けといたしましては分担金におきましては三百三十三万三千円の追加でありまして、これは西吾戸佐組合の施設内に建設されるいんふ処理施設の建設費ならびにそれにもなる元利償還金の配分金額で、本年度は瑞穂町の地才交付税の中に含まれて交付されております。瑞穂町より各組合加入市町村に配分されるもので、お国の補正において概算の配分金を予算計上いたしましたか、今回配分金が決定されたのでその差額を追加補正をするものでシテリますが、その配分金は建設年度に限るものであります。配分金総額は千八百三十三万三千七百三十九円となっておりますけれども、この配分金の本年要分でシテリます。

負担金につきましては三十万円の追加補正であり、この追加は保育園の児童措置の保育料の調定増でございます。

次の使用料および手数料につきましては六十八万七千円の追加補正で合計千五百四十四万六千円となり、補正の内訳けといたしましては使用料につきましては四十四万円の増収で、これは福祉会館ならびに市民会館の使用料の増加によるものでシテリます。手数料につきましては二十四万七千円の増でありまして、主として市民課における戸籍の謄抄本の交付手数料の増収であります。

次に国庫支出金につきましては二百四十万九千円の減額補正で合計一億八千五百六十七万七千円となりますが、内訳けとしては国庫負担金におきまして六百六十六万円の減額であります。理由といたしましては主として生活保護関係の扶助費支出が減額したための結果国庫負担金の減額となるため次でシテリます。

又国庫補助金につきましては三百九十三万九千円の追加補正で

内容といひましては建設関係における防犯道路整備事業の補助金が接済の結果予定より百二十八万三千円ばかり増となっております。又教育関係においてオオ小中学校の屋内体育館新築事業の補助金四百四十五万四千円の増額であるが、しかしその反面オオ小中学校増築工事におきまして日照権の関係によりまして工事の一部変更にもない防犯補助が百八十万円減額となっております。増減差おきまして三百九十三万九千円となつた次でシテリます。

三の国庫委託金につきましては三十一万二千円の追加補正でありましてこの増額は国民年金ならびに児童扶養手当の事務費の委託金の増加でシテリます。

都支出金につきましては今回の補正額は四百六万九千円の追加で合計一億九千三十六万一千円となり、この補正内容といひましては都負担金におきまして五百五十四万七千円の追加補正であり、内容は保育園の児童措置費の都負担金の収入増と、生活扶助費の減にともなう増減差引きの結果増額となつて

おります。

都の補助金におきましては二百九十八万八千円の減額補正でありまして、理由といひましては市町村の振興交付金の特定分におけるゴミおよび尿処理の交付対象所帯数の変更と、水道料金免除所帯の減少によります。減額が約二百六万円で、教育関係におけるオオ小中学校屋内体育場新築事業補助金の関係が国の補助金に振りかわつたための減二百万円と、民生費における国民年金事務費補助および身体障害者に付する日常生活用具等による増えた増額分百十六万六千円、以上の増減差引きの結果今回二百九十八万八千円の減額となつた次でシテリます。

三の都委託金については百四十三万円の追加補正でありましてこの内容を申しあげますと、公害対策事業費委託金の追加分が百四十万円と、外国人登録事務費の委託金の追加となっております。

次に諸収入におきましては千三十万三千円の追加補正を行ないまして合計二億二千五百三十五万三千円となり、補正内容といひ

しすしてはまず市預金利子収入におきまして五百万円の収入が見込まれますので今回補正となった次分でシヤレます。

雑入につきましては五百三十万三千円の追加であります。国民年金印紙売払代金と手数料において二百三十一万四千円、学童保育事業補助の社協よりの返還金が三十一万二千円および都市計画街路二、一、いわゆる深通りの延長分ですが、これにともなう築造関係で六一小学校の補償金と精算金五十万円の追加となっております。

次に市債について申しあげますと、四百六十万円の追加補正を行ない合計八十三万四千円となります。内容としては六一および六一小学校増築事業債が追加となったためであります。以上が六入の内容でシヤレます。

引き続き六出について説明を申しあげます。

まず議会費につきましては二百三十一万七千円を追加し合計四千五十三万二千円となり、主としてこれは人件費の百二十八万九千円と旅費の不足分三十七万六千円、負担金および交付金として

今回新たに議員さんの政務調査研究費として四十八万円を計上し、その他につきましては一般経常経費でございます。

次に総務費につきましては二十四十三万三千円を追加補正をいたし合計が二億二千八百九十三万二千円となり、補正の内容としていたしましてはまず総務管理費におきましては千五百五十万六千円の追加であります。主たるものはやはり人件費の七百二十万九千円と事務の合理化のため職員給与の計算と電算センターに委託するための委託料が計上されております。

それと今後庁舎の冷房化を考慮しておりますが、四十七年度において財政を考慮いたしまして騒音、ばい煙、排気ガス等が今後事務の能率化の減退ということも考えられますので職員健康管理等も加味いたしましてまず深通りの延長によりまして地点が自動車の排気ガスと騒音が激しくなると予想をいたしまして、これの対象としてはやはり冷房化するのが一番能率化するのではなからうかという考えにたちまして今回才三庁舎、いわゆる教育、送管、監査事務局が使用し